

## 令和7年度 第1回山梨県最低賃金専門部会 議事録

1 日 時：令和7年7月29日（火）午前10時05分～11時10分

2 場 所：山梨労働局 中会議室

3 出席者：公益代表 今井委員、門野委員、後藤委員  
労働者代表 白倉委員、船渡委員、松長委員  
使用者代表 長谷川委員、早川委員、丸茂委員  
事務局 小林労働基準部長、片山監督課長  
小林賃金室長、深沢賃金室長補佐

### 4 議 事

- （1）山梨県最低賃金改正の審議日程について
- （2）最低賃金の状況等について
- （3）労使からの意見聴取結果について
- （4）今年度の審議の進め方について
- （5）その他

### 5 審議会内容

（賃金室長補佐）

ただいまから、山梨地方最低賃金審議会第1回山梨県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日御出席の委員の皆様方におかれましては、本日、令和7年7月29日付けで山梨地方最低賃金審議会山梨県最低賃金専門部会委員に任命させていただきました。

委員の皆様への辞令につきましては、あらかじめ机上に置かせていただいていたことを、何とぞ御寛容のほどお願い申し上げます。

さて、本日は委員の皆さま全員の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、本専門部会を開催し、決議することができますことを報告いたします。

また、本日の専門部会は一般に公開をしており、事前に公示を行ったところ、傍聴希望者はありませんでしたので併せて報告いたします。

本日は本年度最初の専門部会ですので、部会長が選出されるまでの間、事務局で進行を務めさせていただきます。

最初に労働基準部長の小林から御挨拶を申し上げます。

(労働基準部長)

まず、本日、皆様、業務御多忙の中、日程の調整をいただきお集まりいただきましたことを感謝申し上げます。

専門部会を開催するにあたりまして、一言申し上げます。

まず、日程調整に関しましては、大変皆様に御迷惑をおかけしておりまして、大変申し訳ございませんでした。

通常でありますと、本日中には目安額が提示されまして、次回の本審ですね、ここで、目安額の伝達、そのあとに専門部会を開きまして、実際の金額審議等々をしていただくという流れになっているというところでございますけれども。

現時点ではですね、本省からは、まだ、本省からは目安のスケジュールが示されておりませんで、いくつかの日程案を提出させていただいたところでございます。

そのせいで、皆様、お忙しい中、幅広にスケジュールを抑えさせていただいたということで、そのことにつきまして、お詫びを申し上げます。

また、本年度の審議につきましても、昨年度は非常に厳しい審議を進めていただいたというふうに認識しているところではございますけれども、本年度におきましても、同様の、難しい審議が行われるのではないかと、考えられるところがございます。

公労使の皆様につきましては、それぞれの御立場で御意見を発していただきながら、最低賃金の制度の目的であります労働者の生活の安定、労働力の質的向上、事業の公正な競争の確保に向けまして、政府方針を鑑みていただきつつ、各種データに基づいて、法定の3要素でございます、労働者の生計費、労働者の賃金、そして、賃金の支払い能力、このそれぞれの観点を踏まえて御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

最後になりますけれども、審議期間中は非常に暑い日が続くことが予想されます。

皆様には、熱中症をはじめ夏バテや夏風邪、こういったものに罹患されないよう御自愛いただくことをお願い申し上げます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(賃金室長補佐)

続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

皆様に事前に配布させていただいているもので、お持ちいただいている方もいらっしゃるかとおもいますが、お持ちでない方がいらっしゃったらこちらで御用意さ

せていただきます。

それでは、資料の確認をさせていただきます。

一枚目が次第になります、そして配席表、続いて専門部会委員名簿、審議日程表、これらは一枚ものです。

続いて、左上にホッチキス止めしてある、山梨地方最低賃金審議会資料（第1回山梨県最低賃金専門部会）、続いて、山梨地方最低賃金審議会追加配布資料（第1回山梨県最低賃金専門部会）。

お手元の資料で足りないもの、欠けているものがございましたら、すぐに手配をさせていただきますが、よろしいでしょうか。

それでは、次第の3、部会長及び部会長代理の選出に入ります。

本部会は、7月14日に開催されました、第1回山梨地方最低賃金審議会におきまして、最低賃金法第25条の規定に基づき設置が決議されたものでございます。

したがって、同条の規定により準用される第24条の規定により、部会長及び部会長代理を公益委員の中から選出していただくことになります。

いかがでしょうか。

（各側委員）

異議なし。

（賃金室長補佐）

門野委員、いかがでしょうか。

（門野委員）

それでは、私から推薦させていただきます。

部会長は後藤委員、部会長代理は今井委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

（各委員）

異議なし。

（賃金室長補佐）

ありがとうございました。

ただいま、門野委員から御推薦がありましたが、全会一致で、部会長に後藤委員、部会長代理に今井委員が選出されました。

お手数ですが、お手元の委員名簿の、部会長の後藤委員の左側に二重丸、部会長

代理の今井委員の左に一重の丸印を記載いただきますようお願いいたします。

それでは、専門部会運営規定第4条によって、議長は部会長が務め、議事進行することとされておりますので、後藤部会長におかれましては、以後の議事進行をよろしくお願いいたします。

(後藤部会長)

ただいま、部会長を拝命いたしました後藤です。

今井部会長代理とともに本部会の運営に努めてまいりたいと思いますので、委員の皆様には、御協力をお願いいたします。

先ほど、労働基準部長からお話ございましたが、現在中央最低賃金審議会において目安審議が活発に行われているということでございます。

世間の注目を集める状況下、山梨地方最低賃金審議会もいよいよ審議をスタートすることとなります。

労働者にとっては物価高、企業側にとっては原材料価格の高騰という厳しい経済情勢の中、最低賃金の判断というのは大変厳しい作業だと思慮されます。

各分野の代表である我々は、それぞれの専門的知見を持ち寄りまして、丁寧に議論を進め、公、労、使ともに納得ができる答えを見つけていくよう努めることが肝要かと思います。

委員の皆様には充実した審議をお願いし、部会長の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

## 【 (1) 山梨県最低賃金改正の審議日程について 】

(後藤部会長)

それでは、早速、次第にしたがって審議に入りたいと思います。

まず、(1) 山梨県最低賃金改正の審議日程について、でございますが、事務局から御説明をお願いします。

(賃金室長)

それでは説明いたします。着座にて失礼いたします。

お手元に配付しております、次第の下の方にあります「令和7年度地域別最低賃金審議日程表」を御覧いただければと思います。

これは、7月14日に開催されました第1回の本審で御承認いただいたもので、10月1日の発効を想定した日程となっております。

しかしながら、中央最低賃金審議会の議論が当初の予定より大幅に遅れるなど、目安の答申が出されない場合や専門部会での金額審議の状況によりまして、その後の日程を組み直す必要がございます。

そのような必要が生じた場合には、委員の皆様には速やかにお知らせして再度日程調整を行わせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

先ほど、追加で、日程ですね、配布させていただきました。

今のところ、中央、数字が出ていなくてですね、いつ出るかという予定もございません。

追加資料の腹案①、②、③、これは、以前、皆様方の予定を確認させていた結果を基に、作成させていただいております。

日程の変更が生じた場合につきましては、先ほど申し上げましたように、再度、早急に連絡をさせていただきたいと思っております。

なお、開催場所につきましては、変更の予定がございます。

変更となった場合につきましても、速やかに連絡をさせていただきたいと思っております。

それでは、腹案①、②、③、について、簡単に説明させていただきたいと思います。

まず、腹案①、②でございます。

これは、7月中旬に中央の目安が出た場合についてはこの日程で、というところで、ここに載せさせていただいております。

腹案①と②の違うところは、8月8日のところで、8日に専門部会をした後、その後本審という予定になっているところ、腹案2では8日は専門部会のみ、その後、日を改めて、別日に本審を開催するということになっております。

続きまして、腹案の③でございます。

こちらは7月中旬に中央の目安が出なかった場合、8月に入ってから出た場合についてはこの日程で、ということで考えております。

日程の説明につきましては以上となりまして、それぞれ当初の予定よりはずれてくるということになります。

以上でございます。

(後藤部会長)

ということは、今の時点では、7月14日に決まった当初の日程どおりというふうに理解してよろしいのでしょうか。

(賃金室長)

現時点ではそうです。

予定で行きますと、明日、2 回目の本審と 2 回目の専門部会ということになっておりますが、その日程につきましては、中央の状況で、速やかに連絡をさせていただきたいと思っております。

(後藤部会長)

今日の明日なので、速やかに、変更の可能性があるということ、具体的には、今日の午後に御連絡をいただく、そんなイメージで考えていけばよろしいでしょうか。

(監督課長)

今日、7 月 29 日中央で開かれる目安審議小委員会、第 4 回目の審議なんですが、大体どこまでやっているかという、夕方までやる審議が通例になっていて、かつ、最近は決まらないというのも通例。

夜中までやって、かつ、決まらないというところになっている。

実現可能性としては、正式に、これが開ける、開けないということは、4 回目が終わって夜中にならないとわからないんですね。

それからいうと、実現可能性は低いということになるかと思います。

4 回目が終われないと 5 回目の審議日程がわからないですね、本当にわからない。

事務局サイドとして全然わからない。

事務局サイドとしては全然教えてもらっていない。

5 回目が 7 月 30 日に入っていれば、8 月 1 日までに 5 回目と本審が入っていれば、この腹案①、②で行けますけれども、そこも入らなかった場合には腹案③まで。

一番懸念するのが発行日がかなり遅れるというところが問題として出てきてしまうということが事務局としての考えているスタンスとなります。

確定が、かなりはっきりというのがかなり遅くなってしまうのですけれども。

實際上、明日やるというのがかなり低いかと考えている次第です。

(長谷川委員)

明日中止の場合は、朝一で連絡来るみたいな、そんな感じ。

それか、もう、今日夕方とかに、もう無理だなんていう感じで、中止にしちゃうかっていうところかな。

(賃金室長)

本日の夕方まで、遅くとも夕方までには、明日の予定につきましては、連絡させ

ていただきたいと思っております。

(後藤部会長)

今のお話を聞いていると、明日、やっても空振りになる可能性が非常に高いような印象を受けますので、今のタイミングでも、中止でもいいのかなと思うんですが。そうではないんですかね。

夕方にするのと、今決めちゃってもそんなに。

かたち上、維持をしておけばよいのであれば、特に、そんな。

お話を聞いていると、明日は何にもできないのがほぼ決まりかなという印象を持ったんですが。

(基準部長)

どこまでカチツとした形で、いいですよって言ってもいいのか、我々事務局サイドもつかみかねていてというところがあるんですけども、今監督課長が申しましたように、可能性はかなり低いと思いますので、この場で、①か②か、③は8月に入ってからを目安なので、これは本当に、最も遅いケースになるんですけども。

①か②でっていうところで、専門部会の日程を少し御検討いただいてもよろしいかなと思います。

(白倉委員)

すいません、ちょっといいですか。

8月8日、確かに聞かれてたんですけども、それから予定が入ってきて。

ちょっと合わせてみると、8日が厳しいかなっていう感じと、中央がそれだけ遅れてきてるのに、この地方でそんなに発行日を意識するよりは、中央に合わせてずらしていかないと。

こんだけ詰められてきて、予定、確かに空いているってその時は出したんですけども、8日、私たち見ていると。

長谷川委員もどうも詰まっているようなので。

私たち労働者側では、松永委員は8日完全にダメです。

船渡委員が18時ダメ、私がギリギリオッケーかなというくらいになってきちゃって。

(労働基準部長)

腹案①が難しい。

腹案②のほうですけど、これは専門部会の審議を、後ろを決めるような日程組

むのがちょっと、はばかられたので、このような形に分けているんですけども。  
開始の時刻の調整とかで、それも厳しいですか。  
8日の前後の時刻とか、難しいですか。

(長谷川委員)

私は午前中なら大丈夫。

(白倉委員)

午前中絶対ダメ。

8日合わないと思うんですね、こうなっちゃうと。

日程出したときはオッケーだったんですよ、みんな。

(賃金室長)

3時以降は大丈夫といただいています。

(白倉委員)

私は3時以降大丈夫なんですけど、ただ、そのあとは、船渡委員とかに入ってきてちゃってて。

(船渡委員)

午前中、午後なら大丈夫なんですけど。

僕は大丈夫なんですけど、僕一人になっちゃって。

(白倉委員)

あと、松永委員は完全にダメで。

(後藤部会長)

まずは、話をすることが二つあると思ひまして。

一つは、この当初の日程を今日の時点では生かすのかどうかという話と、これも変更すると決まった場合には、次の日程をどうするかっていうのは、ちょっと別の話だと思いますので。

まずは、1回目を生かすか、変更するかというところから決めさせていただいて、決めたという場合には、ここで変更日程を決めるのか、それか、追ってまた、事務局には御足労かもしれませんが、ちょっと調整をしていただいて、決めていって、この場ではとりあえず決めないのか、っていう話の順番にしたほうがいいかなと思

うんですが、いかがでしょうかね。

じゃあ、まずどうしましょう。

とりあえず、今日の部会の時点では日程を維持して、御説明あったように、夕方にこれを変更するかしないか御連絡をいただくということにするのか、この部会の時点で明日はなしとするのか。

(監督課長)

この段階で、30日はキャンセルさせていただきたいと思います。

(労働基準部長)

8日が難しいという御発言がございましたので、そうなりますと、今ある日程表でみると、単純に一コマずつずらす。

8月19日は特定最低賃金とあるんですけれども。

という話になるか、今、予定には組まれていません8月の11日の週、お盆もあってこの辺は入れてないんですけれども。

そこでもし、調整してもいいということをしていただければ、ここも含めて日程を組んで。

(後藤部会長)

先ほどの8月8日の件は、僕なんかは、予備でというお話しただいていたんで、今でも空けておるんですが、もし、実質的に重い審議じゃなくて、それぞれから一人欠席してすむような状況であれば、まあ、時間にもよるかもしれないですけど、そこで実施してもいいかなと思います。

(労働基準部長)

審議の中身が、双方の御意見を伺うってようなことがメインであるというのであれば、今の、部会長がおっしゃったような形態もありってことですよね。

(後藤部会長)

多分、空けている方もいらっしゃると思いますので。

(労働基準部長)

労働者側の委員の方々が全員厳しいという事で。

(後藤部会長)

ということであれば、8日はなしで。

(労働基準部長)

そうなりますと、8日の日はリリースさせていただいて、改めて、先ほど申し上げましたように、11日の週は除いて調整するのか、それとも、今御提示いただいている19日の日以降の、ちょっと一コマずつずらすかっていう形にするか、どちらかになると思うのですが。

(白倉委員)

8月12日の週は、12日は午後だったらオッケー。

(後藤部会長)

12日の週は労働者側入れても大丈夫ですか。

(白倉委員)

13日、14日、15日は入れていただいても大丈夫。

(労働基準部長)

8月8日に抑えていたコマを、8月12日の14時以降で。

ちょっと会場の関係もあるので、時間帯はこちらで調整させていただきますけれども、御要望は承りましたので。

(長谷川委員)

19日の午後も皆さん空いているような雰囲気。

(松長委員)

19日の午後、空いています。

(白倉委員)

16時前なら大丈夫です。

(賃金室長)

改めて日程調整を送らせていただきたいと思います。

申し訳ございません。

(後藤部会長)

それでは、この部会で決定させていただくこととしては、日程の一番左の列、当初の予定は、ちょっと今回、再検討ということ、直近の日程としては、明日は解放、あと8月8日も解放というところでしょうかね。

この部分だけ決定させていただいて、後は追ってまた、御相談ということということにさせていただきたいと思います。

よろしいでしょうかね。

一点だけよろしいでしょうかね。

いずれにしても、8月1日なんで、また、何日か後の話になってくると思うんですが、これも実際に、もしかしたら解放になる可能性もあるんでしょうかね。

(監督課長)

過去はないです。

今までも例では、過去はないです。

(労働基準部長)

我々の予想としては、7月中には出るんじゃないかと思ってはいるんです。

あくまでも予想ですけど。

(後藤部会長)

ただ、あれでしょうかね。

当初の8月1日は専門部会の日程でしたので、本審の委員の方が8月1日に、第2回の本審を移すとして、御都合が合うかどうかということがあるかもしれないですね。

(賃金室長)

当初、一番最初にいただいたものから言うと、大丈夫なんです。

(後藤部会長)

そうですか。

(労働基準部長)

皆様に日程の調整で教えていただいたときに、会として成立する人数を確保できる日程では、一応させていただいている。

(後藤部会長)

とりいそぎ、本審の委員の方には 8 月 1 日を空けておいていただくようにだけ、実際 8 月 1 日できるかとかあるかもしれないですけど、一応確保だけしといたほうがいいんでしょうかね、今の時点で。

(白倉委員)

ちょっと話でいいですか。

8 月 1 日、例えば専門部会、時間とかどうなるんでしょうか。

午後になっちゃいます。午後、すいません、会議が入っちゃって。

このまま、腹案の 30 日がずれると思っていいんですかね、時間的には。

(賃金室長)

そうですね。

(後藤部会長)

おそらく、これから事務局の方に日程調整していただく方向性としては、7 月中には目安が出るという前提なので、この腹案①か②で進めるというイメージなんではないかな。

この連絡を取って、これから、この本審の委員の方含めて、連絡を取って行くイメージとしては、①、②の流れのようなイメージですよ。

そうすると 8 月 1 日に第 2 回の本審と第 2 回の専門部会なので、これを両方午前中に、お昼休みちょっとかかるにしても、やっちゃうかっていうところなんではないかな。

(労働基準部長)

当初予定の 7 月 30 日のものをそのままずらしたので、考えとしてはそういうことです。

(後藤部会長)

わかりました。

あとの細かい調整は、事務局にお願いするとして、そのようなことで、当初の予定、日程は変更、それに伴って明日の予定もキャンセルというところを決めさせていただいて、後は追って、事務局のほうに調整をお願いするということにしたいと思います。

何か、この点について御質問、御意見等ございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(後藤部会長)

よろしいでしょうかね。

また、調整のほう、よろしくお願いします。

## 【 (2) 最低賃金の状況等について 】

(後藤部会長)

それでは、審議を続けたいと思います。

(2)最低賃金の状況等について、こちらも事務局から御説明をお願いしたいと思います。

(賃金室長)

それでは、お手元にお配りしております「山梨地方最低賃金審議会審議資料」を使用して説明させていただきます。

まず、1 ページを御覧いただければと思います。

平成 14 年から令和 6 年までの山梨県最低賃金の推移の一覧表になります。

引上げ額や引上げ率のほかに、目安額との比較や採決の状況等を記載しております。

この表の中ほどの「目安額との比較」の列がありますが、この列のうち、平成 14 年、16 年、21 年及び令和 2 年につきましては、中央最低賃金審議会で目安額が示されなかった年になります。

引上げ率が 3%程度となりました平成 28 年以降について説明いたしますと、令和元年までと令和 3 年は目安額どおりの金額、令和 2 年は目安額が示されなかったものの 1 円の引上げ額、令和 4 年は目安額プラス 1 円、令和 5 年が目安どおりの 40 円、昨年、令和 6 年も目安どおりの 50 円の引上げとなったという経過でございます。

「目安額との比較」の列の右側、「採決状況」の列を御覧いただければと思います。

近年では、平成 30 年、令和 2 年と令和 5 年が全会一致で採決いただいております。

昨年令和 6 年は、多数決で採決をいただいております。

「採決状況」の右側、「異議申出の有無」の列ですが、山梨では、毎年、異議の申出がなされております。

このため、本年度も異議の申出がなされることを前提といたしまして、異議審の日程を組んでございます。

続きまして、資料 3 ページを御覧いただければと思います。

こちらは、昨年度の全国の地域別最低賃金の審議、決定状況の資料となります。

右から二番目の「採決状況」の列を御覧いただきますと、昨年、白丸の記載となっている全会一致となった都道府県は、9 府県となっています。

続きまして、資料 5 ページを御覧いただければと思います。

全国の地域別最低賃金額と目安額との関係の推移が記載されており、平成 26 年から令和 6 年までの引上げ額が、目安額に対してどの程度の差であったのかの推移を示した表となっています。

山梨を赤で囲んでおります。

続きまして、7 ページと 8 ページを御覧いただければと思います。

こちらは、前回の本審でもお示ししましたが、9 ページ以降に資料としてお付けしております各種経済指標等のデータにつきまして、それぞれの主なポイントを取りまとめた一覧表の最新版になります。

中ほどの「ページ」と記載した列には、それぞれの経済指標の資料が、この審議資料の何ページにあるかのページ番号を示しておりますので、資料を御覧いただく際に参考としていただければと思います。

続きまして、本日お配りした資料のうち、表紙に追加配付資料と記載している資料について説明いたします。

こちらの資料は、目安小委員会の資料です。

まず、資料 1、1 ページを御覧いただければと思います。

こちらは、本省が実施した令和 7 年賃金改定状況調査結果です。

真ん中の 3(2)にあります。常用労働者数が 30 人未満の企業に属する民営事業所から都道府県別、産業別、事業所規模別に層化無作為抽出により選定して調査しております。

その下の表には、回収率が記載されております。

回収率は 30.2%と、おおむね例年並みとなっております。

3 ページ以降、第 1 表、第 2 表、第 3 表とあります。

B ランクを赤枠で囲みましたので、適宜御参照いただければと思います。

続きまして、6 ページからの第 4 表を御覧いただければと思います。

賃金上昇率の表となっております。

第 4 表の①は男女別の内訳を示しております。

第4表①の左端の産業計・男女計を見ますと、ランク計の賃金上昇率は2.5%となっています。

2.5%という上昇率は、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成14年以降最大の水準であった昨年をさらに上回っています。

ランク別では、産業・男女計でAランクが2.1%、Bランクが2.9%、Cランクが3.0%となっております。

男女別の賃金上昇率を見ますと、左端の産業計・Bランク計では、中段の男性が1.8%、下段の女性が3.8%となっています。

次に7ページ、第4表②でございます。

一般パート別の賃金上昇率になります。

左端の産業計・ランク計で見ますと、中段の一般労働者は2.3%、下段のパートは2.9%となっています。

Bランクは、一般労働者が2.5%、パートは3.5%となっております。

次に8ページ、第4表③です。

第4表の①、②と③の相違点については、一番下の資料注に記載がありますが、第4表①や②については、集計労働者である31,297人全員から賃金上昇率を計算しております。

一方で、第4表③では、令和6年6月と令和7年6月の両方に在籍していた労働者である25,932人のみ、割合でいいますと82.9%の労働者に限定して賃金上昇率を計算しています。

第4表③では継続労働者のみを集計対象にしていますので、令和6年6月に在籍していたものの、令和7年6月に在籍していない退職者、令和6年6月には在籍していなかったものの、令和7年6月に在籍するようになった入職者は、第4表③の集計対象には入っていないということになります。

表の左上のほう、産業計・ランク計の賃金上昇率は3.2%となっており、ランク別に見ますと、Aランクが2.9%、Bランクが3.4%、Cランクが3.6%となっております。

次に、資料3、13ページを御覧いただければと思います。

未満率と影響率に関する資料です。

原則30人未満を対象として行った、最低賃金に関する基礎調査によるもので10年間の推移がランクごとに記載がされています。

次の14ページは都道府県別に記載がされています。

15ページは5人以上の事業場が調査対象となっている、賃金構造基本統計調査に基づいた表となっております。

次に、資料4、17ページを御覧いただければと思います。

これは、令和6年の賃金構造基本統計調査を基にした各都道府県別の賃金分布です。

山梨が記載されているページを抜粋しております。

小さい表ですので、主だった箇所の金額がわかるように付記しております。

21ページの委員からの追加要望資料は、第1回目安小委員会で委員からの追加資料の要望があつて、第2回目安小委員会の資料となったものでございます。

飛びまして、37ページからの「足下の経済状況等に関する補足資料」、48ページからの「主要統計資料」は更新部分のみ資料としております。

適宜御参照いただければと思います。

以上でございます。

(後藤部会長)

はい、ありがとうございました。

ただ今の事務局の説明につきまして御質問等はございますでしょうか。

(各側委員)

(質問等なし。)

### 【 (3) 労使からの意見聴取結果について 】

(後藤部会長)

よろしいでしょうか。

また、ありましたら、後ほどでもよろしいので、おっしゃってください。

それでは、議事を進めていきたいと思ひます。

続きまして、議事(3)、労使からの意見聴取結果について、こちらも事務局から、続けて御説明をお願いします。

(賃金室長)

引き続き説明させていただきます。

お手元の審議資料の93ページを御覧いただければと思ひます。

このページからが、労使からの意見聴取を実施した結果を取りまとめた資料になります。意見聴取の具体的な実施方法をあらためて説明いたします。

事務局におきまして、労使双方から聴取する項目を記載したアンケート用紙を事前に意見聴取への協力及びアンケート用紙への記載の依頼を行いました。

その後、改めて、事業場を訪問し、記載されたアンケート用紙の回答内容を確認しながら、若しくはアンケートに基づいて労使双方から個別に補足のヒアリングを実施いたしました。

その内容を取りまとめたものがこちらの資料となります。

対象としました事業場は、製造業1社、非製造業1社の合計2社に御協力をいただいております。

企業名の公開につきましては、両社とも匿名を希望されているため、昨年度までと同様に、本資料におきましては、「A社」、「B社」と表示とさせていただいておりますが、御理解をお願いいたします。

まず、A社について説明いたします。

昨年度と同じ事業場を訪問させていただいております。

事業の内容は、切削部品およびキャリアテープの製造を行っている事業場となります。

産業分類の中分類では「金属製品製造業」です。

昨年度との比較ができればなということで昨年度と同じ事業場に御協力をいただいております。

94 ページを御覧いただければと思います。

意見聴取の対象者は、使用者側は総務課総務課長代理で、給与手続き、人事関係を含めた総務全般の業務を行っている方です。

95 ページの上のスライドを御覧いただければと思います。

最近の景況感などにつきましては、売上計画及び営業利益は昨年より増収、増益見込み、自動車部品は一部低下、医療関係、ミラーレスカメラは戻ってきているため好調、アメリカ関税に対する影響は今後の情報収集が必要である、とのことでした。

下のスライドには、近年の労働者数の推移を記載しております。

全体数としては大きく変化はないとのことでした。

正規・非正規の比率は正規の比率が増加しているが、派遣社員の雇用も行っている。派遣社員は5名とのことでした。

次に 96 ページの下のスライドを御覧いただければと思います。

賃金の改定につきましては、続く物価高や情勢の賃金アップ状況を踏まえ、増額2.5%のベースアップ実施、定期昇給も含む全体では6.02%とのことでした。

続いて、97 ページの上のスライドを御覧いただければと思います。

最低賃金にかかる認識です。

現在の最低賃金は、現在の物価高等を考えると妥当もしくは不足しているのではと思う。

最低賃金の改定状況の感想としては、年々上昇する物価高等に対する対応としてやむを得ない改定であると思うとのことでした。

次に 97 ページ下のスライドを御覧ください。

人件費・労務費を含めた適正な価格転嫁の状況については、物価上昇による価格転嫁は行っているが、人件費に対する価格転嫁が厳しく実施できていない。

現状のキャパ以上の注文などの対応があれば交渉可能とのことでした。

98 ページの上のスライドを御覧いただければと思います。

最低賃金に関する御意見として、働く側と雇用する側の負担とバランスの取れた賃金改正を期待する。

2020 年代に全国平均 1,500 円としているが、毎年 100 円近く上げることとなりかなり厳しいとの御意見をいただきました。

次に A 社の労働者の方からの意見聴取結果となります。

労働者側は、製造部門の主任をされている方です。

昨年度とは別の方の御意見です。

99 ページを御覧いただければと思います。

最低賃金に関しましては、最低賃金の引上げ額、山梨県の最低賃金は物価の上昇が続いているので良い改善だと思う。

山梨県の最低賃金 988 円について、家賃・光熱費などを除くと 1 日の生活費が 2,000 円位なため、貯金、ローンなどを考えると安いと思うとのことでした。

また、最低賃金の改定につきましては、物価の上昇、消費税に見合うよう考慮していただきたい、今後も最低賃金を上げるようにしてほしいとの御意見でした。

続きまして、B 社からの意見聴取結果となります。

100 ページを御覧いただいております。

飲食サービス業、レストランを行っている事業場となります。

意見聴取の対象者は、使用者側は代表取締役社長です。

まず、使用者側からの聴取結果ですが、101 ページからとなります。

102 ページ上のスライドを御覧いただきたいと思います。

最近の景況感についてですが、横ばいといった感じである。物価高の影響か客数は減ったが客単価は上がっているとのことでした。

続きまして、103 ページの上のスライドを御覧いただければと思います。

賃金の改定状況などについてですが、初任給の決定の際には、売上、利益、人件費率、仕事への姿勢などを参考にしている。

パートの賃金についても能力に応じて採用後 3 か月で単価を 50 円上げている者もいるとのことでした。

続きまして、103 ページの下のスライドを御覧ください。

最低賃金に関する認識などについてですが、山梨県の最低賃金 1 時間 988 円は厳しい額だが遵守している。

最低賃金の改定状況について、急激に負担が増えた気がすることから、もう少しなだらかにとっているとのことでした。

次に、104 ページの下のスライド御覧いただければと思います。

人件費・労務費を含めた適正な価格転嫁の状況については、仕入金額が上がった場合は価格転嫁できているが、人件費についてはなかなかできていないとのことでした。

続きまして、105 ページ上のスライドを御覧いただきたいと思います。

最低賃金に関する要望などとしては、賃金アップ関連の補助金等わかりやすく、申請も簡素化してほしいとのことでした。

続きまして 105 ページの下のスライドから労働者の方からの意見聴取となります。

この方は業務全般をされている一般労働者の方です。

106 ページの上のスライドを御覧いただければと思います。

最低賃金に関する認識ですが、最低賃金制度については知っているが、山梨県の最低賃金額、具体的な額は知らない、ということでした。

最低賃金の引上げについてニュースなどで認知しているが給料に反映されていないので実感がわからない。

山梨県の最低賃金 1 時間 988 円については物価高に追いついていない、生活が苦しいと感じるため安いと思うとしています。

106 ページの下のスライドです。

最低賃金に関する意見などについては、最低賃金について実際労働している側に大きく反映しているかわかりにくいので、もっとわかりやすく上げるべきだという御意見でした。

以上でございます。

(後藤部会長)

短期間に調査を実施していただきありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御意見・御質問等を受け付けたいと思いますがいかがでしょうか。

(丸茂委員)

事例の 1 の 1、94 ページですね。

使用者側からの意見聴取で総務部総務課の課長の代理の方っていうのは、使用者側って言うていいんですか。

この事例２だと社長さんに聞いてますけど、事例１だと課長代理さんは使用者側  
っていう認識で構わないんですか。

(賃金室長)

そうですね。

(丸茂委員)

じゃあ、一般的に企業で管理職であれば使用者側っている認識でいいんですか。

(賃金室長)

今回お願いした事業場につきまして、使用者側と労働者側からお願いしますと  
しまして、事業場のほうで使用者側ということで課長代理の方に対応していただいた  
という経過でございます。

(丸茂委員)

はい、わかりました。

(後藤部会長)

他に何か、御質問、御意見等ございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(後藤部会長)

よろしいでしょうかね。

じゃあ、こちらもゆっくり御覧になっていただければと思います。

#### **【 (４) 今年度の審議の進め方について 】**

それでは議事を進めていきます。

続きまして、議事の(4)「今年度の審議の進め方について」でございます。

こちら、まずは事務局から御説明をお願いします。

(賃金室長)

説明いたします。

まず、金額審議におきまして、当初に各側から御提示いただく金額の表明方法及び公労使の2者協議の際の進め方に関する提案でございます。

具体的な金額審議に入る初回の専門部会でございます。

本年度の場合は、第3回目の専門部会となります。

その際に労働者側、使用者側それぞれから最初に御提示いただく金額の表明方法について、令和2年度の審議から、当該金額を前日の午後3時頃までに、事務局にお知らせいただきまして、当該金額を事務局から各委員の皆様に、その日のうちにメールでお知らせさせていただいております。

これによりまして、労使双方から最初に御提示いただく金額を、公益委員に御確認いただくステップを省略することができまして、審議の効率化が図られ、また、各委員の皆様に、出発点となる労使双方の金額をあらかじめ御承知いただいた上で、専門部会に臨んでいただくことで、その後の金額審議がスムーズに進みやすくなる効果があったものと考えられます。

専門部会の当日は、会議の冒頭、あらためて双方からの金額表明いただき、その後、金額審議にお入りいただきます。

率直な意見交換が必要となりましたら、それぞれの控室に分かれていただきまして、個別協議をしていただいております。

本年度につきまして、昨年度までと同様の方式により、金額審議を行っていただくことの可否につきまして、御審議をお願いいたします。

また、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、労働者側、使用者側の委員の皆様に、公益委員のいらっしゃる、主たる会場に足を運んでいただく方式といたしました。

本年度につきましても、同様の方法を採用させていただきたいと考えておりますが、この点につきましても、委員の皆様に御承知おきいただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

(後藤部会長)

ありがとうございました。

昨年も委員をお努めの方はお分かりのことなんでしょうかね。

昨年度同様の進め方を、御提案を、事務局からいただきました。

これについて、皆様の御意見ございましたら、お聞かせいただけたらと思います。

(長谷川委員)

去年も同じ方法だったので、特に問題ないっていうか、それでいいと思います。

(後藤部会長)

わかりました。

ほかに何かございますか。

(白倉委員)

ちょっともう一点確認させてください。最初に金額を伝えるのが、腹案で行けば8月4日の午後3時まででよろしいんですか。

(賃金室長)

はい。

(白倉委員)

わかりました。

(後藤部会長)

今後のスケジュールが①か②になった場合、ということでしょうかね。

今後、もしかしたら後ろにずれる可能性がないとは言えないけれども、現時点では、たぶん、腹案、①か②が有力かなというところなんではないでしょうかね。

(後藤部会長)

とりあえず、本年度の最低賃金の決定プロセスという限りにおいては昨年同様ということで進めていきたいと思います。

(後藤部会長)

それでは、議事に進みたいと思います。

議事の(5)、最後ですね、その他。

まず、委員の皆さんで何かございますでしょうか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(後藤部会長)

よろしいでしょうかね。

事務局のほうで、何かございますか。

(賃金室長)

日程の関係では、いろいろ申し訳ございません。また、先ほど申し上げましたように、メールをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(後藤部会長)

それでは、議事、すべて終了しましたので、以上をもちまして第1回の専門部会を終了したいと思います。

2回目については、また、追ってということになりますので、明日は、皆さん予定を開放してください。

最後に、本日の議事録の確認ですが、今回は、労働者側は白倉委員、使用者側は早川委員にお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

それでは本日はお疲れ様でした。